

〔共同研究：現代世界の政治・経済における理論と現状分析の基礎研究〕

東ドイツにおける Nation 論の 変貌とドイツ政策

永井清彦

1. はじめに

西ドイツ¹⁾のフォン・ヴァイツゼッカー大統領が1985年5月、ドイツの敗戦40年にあたって連邦議会で行った演説²⁾は西ドイツ内外で大きな関心と共感を集めたが、このなかに「ドイツ人は一つの民族であり、一つのナツィオン Nation³⁾である」といっているところがある。戦後40年経たドイツが、国家としては「二つのドイツ」になっている事実は言外に容認しつつ、しかしナツィオンとしては一つである、と言い切っているのは、ブランド政権下で打ち出された「一つのナツィオン・二つの国家」(eine Nation, zwei Staaten)の原則に照らしてとくに目新しい点はないようにもみえる。

しかし、70年代初頭の独独基本条約締結のころからすでに10余年、フォン・ヴァイツゼッカー大統領が改めて「一つのナツィオン」との主張を前面に押し出したについてはそれなりに新たな文脈のなかで考察する必要がある。具体的に言えば、東ドイツが「東の社会主義的ナ

ツィオン、西の資本主義的（ないしはブルジョア的）ナツィオン」にドイツ民族が二分し、「二ナツィオン・二国家」になったとの主張を繰り返す一方で、ドイツもしくはプロイセンの伝統に肯定的かつ高い評価を与える傾向が目立つ、という事情が一方にある。ことに80年代に入るところからのプロイセンの肯定的評価、俗な表現を使うなら“歴史づいた東ドイツ”には目をみはるものがある。

他方、西ドイツでも70年代半ばから「ドイツのナツィオンとは何か」の疑問がしばしば繰り返されてきた。書評紙 *Neue Politische Literatur*⁴⁾ をみても、80年代に入ってすでにドイツ・ナツィオンに関連する書評を三度も特集しており、ここに取り上げられたのは書籍だけで26点に及ぶ。ことに在東ドイツの常駐代表をつとめたギュンター・ガウスが離任直後、『ツァイト』紙のインタビュー⁵⁾に答えて、事実上東ドイツを“外国”として承認することを唱え、西ドイツの国是の修正を提唱して以来の活発な論争、また NATO の二重決定に反対する平和運動の雑多な潮流のなかで際立ったいわゆる“ナショナル中立主義”をめぐる国内外の論戦——これらのなかで「ドイツのナツィオンとは何か」は繰り返し問い直されつづけたのであった。

もともと定義のしにくいナツィオンが、複雑な政治状況のなかで一層の混沌ぶりをみせているといえるであろう。高度の内・外政策と密接にからんでいるからである。その「ナツィオ

1) 以下、わが国での慣用に従い「東ドイツ」「西ドイツ」の表現による。ただし、引用文においては原文に従い「ドイツ民主共和国」「DDR」と記し分けることにする。

2) リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー『荒れ野の40年』、永井訳、岩波ブックレット、1986年。

3) Nation を邦語でどう表現するか、は難問であり、本稿はまさしくその難問の東ドイツにおける定義変遷を主題としている。したがってこれに「国民、民族、国家」との通常の訳語のいずれかを当てることは不適當であり、以下ドイツ語の発音に従って「ナツィオン」と表記する。また Volk も訳しにくい語であるが、本稿では原則として「民族」と訳すことにする。

4) *Neue Politische Literatur*, Heft 3/1981, Heft 3/1983, Heft 3/1984.

5) *Die Zeit* vom 30. Januar 1981.

ーン」を東ドイツがどう定義してきたか、それをドイツ政策、歴史観(ことにプロイセン評価)と関連づけて整理してみようというのが、以下の拙論の主題である。そのさい必要最小限の範囲でドイツにおけるナツィオン観の前史、そして西ドイツの最近のナツィオン論議についてもふれ、東ドイツの公式見解をいささかなりとも立体的に理解する一助としたい。

ただし、以下で取り扱われる東ドイツのナツィオン論は、為政者側の公式論であって、巷の庶民、ないしは甲論乙駁に加わっている西側のインテリの自由な発言とは異質であることはいうまでもない。西からの情報はほとんど無制限に電波が伝え、しかもそこへの旅行はきびしい制約下におかれているという事態の下で、東ドイツの一般市民が理屈抜きに西ドイツへの‘せきとめられていた羨望’をもち、ひいては「一つのナツィオン」観に傾斜したいであろうことは十分に想像がつく。社会主義体制への不満もあろう。

まさしくこのギャップのゆえに、公式のナツィオン観が揺れるのである。そうした状況下で体制の側が民衆をいかにしてひきつけるか、その苦心の一つの表現としてのナツィオン定義の変遷であり、プロイセン評価の揺れであるといってもよい。

2. ドイツにおける「ナツィオン」観 その略史

1970年代以降になってこそ「二つのナツィオン」を公言してはばからない東ドイツだが、60年代末ごろまでは誤解の余地なく「一つのナツィオン」論であった。その推移についてはのちにふれるとして、東ドイツの態度が大きく変わったについては、“お家の事情”ともいうべきものが働いていたことは当然として、そもそも「ナツィオン」なる語そのものに曖昧さ、といって語弊があるなら可塑性がある点をふまえておく必要がある。

周知のようにフリードリヒ・マイネッケは『世界市民主義と国民国家』⁶⁾で文化国民と国家国民を区分し、前者は「特にある共通に体験さ

れた文化財産にもとづくようなもの」、後者は「特に共通の政治的な歴史および制度の統一力にもとづくようなもの」と説明する。と同時にこの両者が「内的にも外的にも厳密かつ慎重に互いに区別することはできない」ものであり、「一つの純粋な国家国民の内部にさまざまな文化国民に属する人々が生活」している例としてスイスを、そして「特定の文化国民の内部に多くの国家国民の成立することも可能」として「偉大なドイツ国民」をその例に挙げている。この議論に先立ってマイネッケは「国民とは」の定義を試みているが、その「本質にはなにかしら流動的なものが含まれている」と述べている。西ドイツのある歴史辞典⁷⁾はナツィオンの定義に数十行を費やししながら「全世界のどこにもあてはまる定義は今日までなされていない」と結ぶ。

さきに引いたマイネッケの邦訳で「国民」となっているところは原語では Nation である。だがたとえば「特定の文化国民の内部に多くの国家国民……」というとき、ドイツ語を語るドイツ人たちとその文化圏はあっても、ドイツの名の「国」は長らく存在しなかったのであり、「ドイツのナツィオンの神聖ローマ帝国(Das römische Reich deutscher Nation)」というときのナツィオン同様、文化“ナツィオン”を文化“国民”と邦訳することは大きな無理を伴う。

詩人・劇作家であり、歴史家でもあったフリードリヒ・シラーに次のような句がある。

「ドイツだって？ 一体どこにあるんだ。私には見つけられない。学芸のドイツの始まるころ、政治のドイツは姿を消す」⁸⁾

これが書かれたのが1798年、フランス革命から20年近い。フランスにおける「国民国家」の成立をこの革命にみるとしても、フランスが「こ

6) フリードリヒ・マイネッケ『世界市民主義と国民国家』、矢田訳、岩波書店、1972、p. 3 以下(原著は1908年)。

7) dtv Wörterbuch zur Geschichte. Hrsg. von Konrad Fuchs, Heribert Raab. Band. 2. S. 548.

8) Friedrich Schiller: Gedichte und Balladen, München 1961. S. 193.

とに確乎たる統一を有して」いたのは封建制度が中央権力を生んだころにさかのぼる。19世紀以後になって不完全な統一を果たしたドイツはまさに『遅れてきたナツィオン』⁹⁾であった。

しかもビスマルクによる「ドイツ帝国」は「帝国」でも「真の連邦国家」でも「国民国家」でもなかった。この「帝国」では「全ナツィオンのなかでかなり大きな部分を占める人たちが、その外に留まっていたし、また創立者ビスマルクの意図によれば、永久にそのような状態に留まるべきだとされていた、とゴーロ・マンは書く。¹⁰⁾「ドイツのナツィオンは国家なしに生まれたものだった」とマンは別のところで指摘しているが、ビスマルクの国家はドイツのナツィオンの大きな部分をいわば積み残しにしたのであった。

現在のドイツでナツィオンはきわめてエネルギーに論じられているテーマだが、この語そのものに「本質にはなにかしら流動的なもの」があるとのマイネッケの指摘は、前掲の本が出版された1908年以上に1980年代以降の今日にも妥当するかのようである。冒頭に引いた大統領演説にいうドイツ・ナツィオンは、ビスマルク帝国でのナツィオン、換言すれば1871年からヒトラー帝国の崩壊した1945年までの70年余りの間だけに存在したそれを無言の前提としているが、これがすぐれて歴史的な制約下におかれた表現であることはすでに明らかであろう。

以下、東西ドイツの緊張関係のなかで論じられるドイツ・ナツィオンは、とくに断わらない限り、両国の直接の母体たるビスマルク帝国におけるそれ、との理解を前提とする。

3. 東ドイツにおけるナツィオンの定義

かつてドイツのナツィオンが一つである、と断乎として主張していた東ドイツは、1970年ごろを契機に180度の転換をとげ、はっきりと二つのナツィオン論を主張するにいたる。こ

れが、ドイツの再統一を少なくとも公式には前提とするドイツ政策から、再び統一することを不可能とする政策への転換、そのターニング・ポイントである西ドイツのブラント内閣当時の東方政策、その一環としての独独基本条約締結(1972年)などと密接に関連していることは明白である。

その東ドイツで「プロシヤの復権」が目立ちだしたのが1980年に入ったころからであった。かつて全面的に、いわばドイツの諸悪の根源とされていた「官権国家」「軍国主義国家」がほとんど手放しに近い形で称揚されるようになったのである。そしてドイツ史の正統の流れの上に立つのは東ドイツである、とのプロパガンダも行われるようになる。と同時に一時は峻別されていた二つのドイツのナツィオンだったのに、「かつてドイツのナツィオンは一つと主張していたところに似た表現が散見されるようになった」と西ドイツ政府編の『DDR ハンドブック』¹¹⁾が1985年の改訂Ⅲ版で指摘するほどの変化もみせる。

以下は、ナツィオンに関するこうした東ドイツの公式見解の今日までを、そのプロイセン観などとも関連させつつ跡づけようとする試みである。

(1) 1970年ころまで

1949年に成立した東ドイツがその憲法においてドイツ人が一つのナツィオンであり、この憲法が全ドイツに適用さるべき性格のものであることを唱えていたのは、西ドイツの基本法と軌を一にする。ともに自らが「中核国家」と主張し、他は吸収さるべき対象(「部分国家」と規定していたのである。当然ナツィオンが一つであることに何らの疑問をさしはさまれることはない。今日に至る二つのドイツはこの年に発足したのだが、たがいに他を「認知」し合っていない以上、「二つの祖国」ですらない時期であった。「不可分の自由ドイツ共和国」

9) Helmut Plessner: Die verspätete Nation, I. Ausgabe 1935.

10) ゴーロ・マン『近代ドイツ史』上原訳 みすず書房、1973年、上 p. 264.

11) Bundesministerium für innerdeutsche Beziehung (hrsg.): DDR Handbuch III. Ausgabe. Köln 1985. Band 2. S. 926.

(ウルブリヒト, 1947年)「新しい全ドイツの母型としての、ドイツ東部における人民民主主義」(同, 1948年)と、表現は微妙に変化してはいても、国家としてのドイツ、そしてドイツのナツィオンは一つ、との立場であった。

ただし、「ドイツのナツィオンの完全に失敗の歴史」が、1945年までのドイツ史である、とのアレクサンダー・アブッシュの所論が東ドイツの公式史観であった以上、プロイセンは一切の功績・プラス面を認められず、全面的に否定された。ドイツの歴史は『あるナツィオンの誤れる道』¹²⁾(アブッシュの著書の原題名)と規定され、ルターは「ドイツの自由の墓掘人」でしかなかった。

しかしこうした歴史との全面的隔絶に終止符を打ったのが1951年の第7回中央委総会である。ドイツ史の進歩的部分をつぐのは「中核国家」としての東ドイツであって、「部分国家」である西ドイツなのではない、との見解が打ち出される。ウルブリヒトが「ドイツ民族の偉大な伝統」を口にし、ベルリン(東)に「ドイツ史博物館」が設けられたのは翌1952年のことであった。

1953年6月、ノルマ引上げに反対して東ベルリンなど各地で暴動が起こる。ソ連軍の戦車の出動でやっと鎮圧された民衆の蜂起の収拾に追われるなかで、10月ナポレオン軍に対するライプチヒでの戦勝140周年を祝う記念祭が行われた。ウルブリヒトはフォン・シュタイン、クラウゼヴィッツ、フィヒテ、フンボルトらの名を挙げ、彼らの示した「ドイツとドイツ民族への深い愛情の表現」を讃える。解放戦争におけるプロイセン軍とロシア軍の協力関係を強調するとともに、ドイツ人意識の高揚を通じて民心を体制の側に吸い寄せようとのねらいであったろう。1980年代になってからのプロイセンの全面的評価とは異なり、選択的なそれであった。だが、「共通の政治的な歴史」(マイネッケ)がナツィオンの意識の重要な基盤である以上、選択的評価にもそれなりにナツィオン意識昂揚

の役割が期待されたのは不自然ではない。

このころはまた、西ドイツのNATO加盟・再軍備を阻止すべく、ソ連が一連の外交攻勢をかけていた時期であって、1952年3月のいわゆる「ドイツ覚書(スターリン・ノート)」はその頂点をなす。しかし、1955年、西ドイツはNATOに、東ドイツはワルシャワ条約機構に加盟して、東ドイツの「人民会議」方式による「下からの統一」政策は終わりを告げる。東西の「連邦Bund」案は放棄され、「国家連合 Konföderation」が全面に出る。1956年以来、東ドイツは繰り返し「国家連合」を提案するが、問題はいわば‘国内法’の次元から‘国際法’のそれに移ったわけであり、「二国家テーゼ」の登場である。

しかしナツィオンの一体性については、まだいささかの疑問もさしはさまれていない。ウルブリヒトはドイツ統一が歴史の必然であると1954年に語り、60年には「二つのナツィオンが生まれるかもしれない、というのは誤った考え」であると、きびしくそうした予想を斥ける。

げんに1956年、国軍の発足にあたって採用された名称は、Nationale Volksarmeeである(略称NVA)。これは通常、「人民軍」と訳されているが、実は、日本語としてはきわめて訳しにくい national という形容詞がついているのであって、ほぼ同時に発足した西ドイツの国防軍が Bundeswehr ——原義に近く訳せば連邦防衛軍か——と、いわば遠慮がちな名称を採用しているのと対照的であるといっている。

しかも、このNVAにあっては、かつてのプロイセン軍の伝統が大幅に採用されていることも注目をひいた。服装にはじまり、軍歌、俗に goose step と呼ばれる独特の歩調にいたるまで、少なくとも外見はプロイセン軍の復活と見まごうばかりである。

1961年8月、ベルリンを二分する壁の建設を強行した東ドイツは、それでも国家連合案に固執つづける一方、ナツィオンは一つの立場を堅持する。そのことを示すのは、一つが Nationale Front (通常、国民戦線と訳される)が1962年3月に決議した Nationales Dokument であり、もう一つが1963年1月の第6回党大会で採

12) Alexander Abusch: Der Irrweg einer Nation, Berlin (Ost) 1946 (邦訳『ドイツ 歴史の反省』道家・成瀬訳, 筑摩書房, 1955年)。

択された、社会主義統一党 SED 初の党綱領である (SED は党結成以来「Grundsätze und Ziele 諸原財及び諸目標」はもっていたが、これが時代遅れとなっても綱領の採択はされていなかった)。

前者はすでにドイツの内外で話題となっていた「二つのナツィオン」論を真っ向から否定する。「二つの国家に分断されたドイツのナツィオン」というのが現状の規定であり「平和で民主的な統一ドイツ」による「ナツィオンの救済」が目標とされ、国家連合は統一に至る途中の段階、と位置づけられている。

後者の党綱領は冒頭に「SED は戦争と絶滅とからナツィオンを守ること……を現代の中心課題とみなす」と述べ、ナツィオンの再統一なくして永続的な平和は期しえないなどと記す。その一方、50年代にはナツィオン概念についてスターリンの定義 (『マルクス主義と民族問題』) が盛んに採用されていたが、1962年以後にはこれが形式的かつ抽象的であると批判されるようになる。A・コージングの論文「ナツィオン問題における幻想と現実」¹³⁾ はナツィオンが一定の社会的・経済的な基盤のうえに立つものであり、東西ドイツは発展的段階が異なっている、とスターリン批判をしながら、にもかかわらず二つのナツィオンが成立しているとの見方は否定した。ただし、これはのちの二つのナツィオン論の萌芽ともいえる。

しかしナツィオンは一つ、との東ドイツの原則的な立場は、1966年11月に西ドイツでキリスト教民主・社会同盟と社会民主党とのいわゆる大連立内閣が成立したころから微妙に揺れはじめる。外相として入閣した社民党のブランドが一步一步「東方政策」にふみだしていたころである。

1968年4月に発効した東ドイツの改正憲法はその第一条で「ドイツのナツィオンの社会主義国家」と自らを規定する。二つのドイツ国家の存在を認めた上で、ドイツのナツィオンは一つとの立場である。だが、その前年1967年5

月、ウルブリヒトは人民会議で、二つのドイツにおける“二つの国家人民 Staatsvölker”および西ベルリンの“住民 Bevölkerung”という表現を用いる。一つのナツィオンから遠ざかる一歩ともとれる言いまわしである。事実、これから3年たった1970年6月、ウルブリヒトは二つのドイツにおける二つの Staatsvölker をナツィオンの同義として用いた演説を中央委の席上で行う。ナツィオンは一つの立場を繰り返してきたイデオロギー担当の政治局員ノルデンは、東ドイツが「社会主義のドイツ Nationalstaat 国民国家」であり、西ドイツは「独占資本主義の Nato 国家」であると語り、従来の見解とは微妙な差をみせた。¹⁴⁾ ウルブリヒトは1969年にも「二つのドイツの上に“ドイツのナツィオンの神聖ローマ帝国”のような人工的な屋根をかぶせるのは……幻想」とも語っている。

一つのナツィオンを明言する68年憲法はこうした動揺の最中に生まれたものであり、事実、ドイツ・ナツィオンの一体性をいう最後の公式文書となったのであった。

1971年4月、退陣を前にしたウルブリヒトは「社会主義的なナツィオンの芽」が東ドイツに芽ばえていると演説し、一つのナツィオン論に訣別して、ホーネッカーにバトンを譲る。以後のホーネッカー路線への切り換えの助走は充分だったといえる、

この間西ドイツでは1969年10月、ブランドを首班とする社民・自民内閣が成立、きわめて積極的な東方政策を展開していた。東ドイツとの関係でいえば「一ナツィオン・二国家」がその大原則であり、ウルブリヒトらの急転回はこうした西側の動きに対応するものであった。西ドイツが従前からの東ドイツの立場に近づくと、東ドイツは足早に立ち去り、「二ナツィオン・二国家」へとつき進んでいく。

こうした転換は、1970年、ブランドがエアフルトを訪問したさいに東ドイツの国民が自発的にみせた熱狂的歓迎が典型的に示したように、

13) Alfred Kosing: Illusion und Wirklichkeit in der nationalen Frage. in: Einheit 5/1962.

14) Albert Norden: Aus dem Bericht des Politbüros an die 13. Tagung des ZK der SED. Berlin (Ost) 1973. S. 54f.

東の国民の間にドイツ・ナツィオーンの一体性への希求、そして西への引力がいかにも強いことと無縁でないはずである。政治的接近に対しイデオロギー面での隔絶政策で対抗せざるをえなくなったのであろう。この路線はホーネッカーに継承されていく。

(2) 1971年以後

ウルブリヒトが退陣に追いこまれた真の原因が何であれ、1971年5月の第8回党大会で彼の跡を襲うことになったホーネッカーの就任演説で注目されたのは、ソ連の指導性の承認、ソ連モデルの容認を強調したことと並んで、ドイツ・ナツィオーンの一体性を否定したことであった。彼は、「西側におけるいわゆる“ナツィオーンの一体性”についての一切のむだ話」を否定、西ドイツには「ブルジョワ的ナツィオーン」が存続しているのに反し、東では「社会主義的ナツィオーンが発展している」と述べ、『共産党宣言』を援用しつつ、ナツィオーンの問題における階級的な性格を強調した。1949年以後の“国是”の明白な否定である。このあと東ドイツではさまざまな組織名などから deutsch ないしは Deutschland の語を除き、DDR で置きかえる作業が精力的に行われた。Nationale Front des demokratischen Deutschland の後半部が der DDR となったのは、その一例であり、Deutsche Akademie der Wissenschaft が Akademie der Wissenschaft der DDR と改称されたのももう一つの例である。ただし、Deutsche Demokratische Republik, Neues Deutschland, Freie Deutsche Jugend には手が加えられていないのは“不徹底”ではあっても、こうした一連の改称は二つのドイツの存在を改めて明確に打ち出すとともに、ナツィオーンとしてのドイツ(人)の否定を印象づけるための懸命の作業であった。

また国民の政治的教育の基本となるカール・マルクス党大学編の『政治の基礎知識』は1970年の初版ではまだ“一つのナツィオーン”論の立場をとっていたが、第8回党大会のあと図書館などからいっせいに引き揚げられ、一挙に稀

観本に近い存在になった。1972年にでた第Ⅱ版以降ではナツィオーンの社会的・階級的な性格が強調される。¹⁵⁾ クルト・ハーガー教授も『発展した社会主義社会』¹⁶⁾ (1971) で、第8回大会の決議に注釈を加え、ナツィオーンが「具体的な社会状況とは無縁ではない」として、20年以上にわたってナツィオーンは一つとの立場をとってきた SED の態度変更の合理化を試みる。

50、60年代に東ドイツ、SED の公式見解を代表してきたアルベルト・ノルデンが「一つのナツィオーンのある二つの国家があるのではなく、異なった体制の国家に二つのナツィオーンがある」などと党大会¹⁷⁾ で演説し、自ら180度の転回をしたのは72年7月のことであった。このころ、それまでの著作をすべて市場から引き揚げ、態度の激変ぶりを一層印象づけた。

東西ドイツ間に基本条約が結ばれたのは1972年12月である。「ナツィオーンの問題を含む基本的な問題についての意見の相違にもかかわらず」との断り書きをつけたこの条約を、東ドイツは「国際法上の」もの、つまり純粋に外国同士の間での条約であり、国内法的な性格はないものとみなそうとする。ナツィオーンの一體性を否定し、「二ナツィオーン・二国家」論に立つ以上、それなりに論理的であろう。

だが、かつて「ドイツの一体性の再現は逆らうことのできない歴史的な法則法」(ウルブリヒト、1954年第4回党大会で)「国家連合を通じて(ドイツ)民族がこれ以上分離しているのを回避し、再統一への道を拓いておく」(同、1963年第6回党大会で)と明言していたころとの落差がはげしいことは明々白々である。この転換は多くの東ドイツ国民の抵抗にあい、¹⁸⁾ 本来は組織担当であって、イデオロギー担当ではないヘルマン・アクセン政治局員が『DDR におけ

15) Parteihochschule „Karl Marx“ (hrsg.): Politisches Grundwissen, Berlin (Ost) 1970.

16) Kurt Hager: Die entwickelte sozialistische Gesellschaft, Berlin (Ost) 1971. S. 54.

17) Albert Nordden: Fragen des Kampfes gegen den Imperialismus, Berlin (Ost) 1972. S. 22.

18) Friedrich Ebert Stiftung (hrsg.): Die deutsche Nation—von der Geschichte überholt oder geschichtlicher Auftrag? Bonn 1974. S. 40.

る社会主義的ナツィオンの発展について』(1973年)¹⁹⁾を著し、ホーネッカーの議論をより精緻な形で正当化したのは、かつてナツィオンの一体性を説いた“前科”がないからであろう。

1974年になってアルフレート・コージング、ヴァルター・シュミット両教授による共同論文「DDRにおける社会主義的ナツィオンの形成について」が党理論誌に掲載される。表題にみられるとおり、東ドイツにおいて独自のナツィオン²⁰⁾が生まれていることを主張する論文である。これらの動きを経て、憲法が改正されたのが同年9月であった。

1968年に採択されたそれまでの憲法の第一条は東ドイツが「ドイツ・ナツィオンの社会主義国」であると規定、第八条二項では、「同権の上に立つ西ドイツ国家の正常な関係を育成し、協力することはドイツ民主共和国のナツィオンとしての関心事である」と規定していた。しかし改正された74年憲法では後者は削除され、第一条は「労働者・農民の社会主義国」とだけあって、「ドイツ」の語も「ナツィオン」もない。68年憲法が「全ドイツ・ナツィオンの責任にささえられ、平和と社会主義の未来への道を……」と前文に記していたのに対し、74年憲法のそれには「ドイツ労働者階級の革命的伝統を継承し……ドイツ民主共和国の人民 (Volk) は……」という表現をとる。ここでは「全ドイツ・ナツィオン」が「ドイツ労働者階級」と書き換えられているのである。

この改正のあと、ホーネッカーは12月の中央委員会で「Staatsbürgerschaft は DDR, Nationalität は deutsch」²¹⁾との説明をする。あえ

て訳せば「国籍は DDR, 人種としてはドイツ人」ということであろうか。

改正された憲法とホーネッカー発言にみられるこうした表現から読みとれるのは、東西ドイツがまったく別個の独立した国家であると繰り返し主張していることで、この点については一貫している。ただし、ナツィオンの理解の仕方においては微妙な差異をみることが可能であって、これは東ドイツにおける歴史観、とくにプロイセン評価の問題ともかかわってくる。

74年憲法では、東ドイツがドイツ労働者階級の伝統にのっとっているとの立場をとる。一方、ホーネッカー発言でいう deutsch はより包括的である。かつてリープクネヒトが「ドイツは常に金持ちのナツィオンと貧乏人のナツィオンに分かれている」との趣旨の発言をしたが、ホーネッカーのいう deutsch にこの区別を感じさせるところはない。むしろ「Nationalität は deutsch」と言い切るとき、東ドイツが全ドイツ史の伝統を継ぐとの含みさえ感じさせる。基本条約締結の前後に、一つのナツィオンの否定に躍起となっている感があり、「ドイツ」の否定にも力を入れていたところとは明らかにニュアンスを異にする。「二つのナツィオン」の追求に急なあまり、「ドイツ, ドイツ・ナツィオン, その歴史, 言語・文化面での共通性と

で少数派と訳した Minderheit (minority) は最近では Volksgruppe 民族グループないし ethnische Gruppe エスニック・グループといいかえられつつあり、Nationalität はこれと近い意味で用いられる。「Minderheiten 及び Nationalität の人権の最近の動向について」と題する論文が今世紀になっての“少数派”の人権擁護の歩みを扱っているのはその一例である。

一方、東ドイツにおいて Nationalität は、「現代の Nation の歴史的な前段階及びその人種的特徴を表す、マルクス主義歴史理論上の概念」、「さまざまな Nationalität が融合してより大きな統一体になることによって Nation が成立するが、大きな Nationalität が分裂・分離することによっていくつもの Nation になることもありえた」、「現代の Nation が成立したあと、Nationalität の概念は Nation の人種的特徴を表すことに役立っている」などと説明される (Kleines Politisches Wörterbuch 改訂IV版 1978年)。Nationalität について東西間にかかりの用法の差があることは歴然としている。

19) Hermann Axen: Zur Entwicklung der sozialistischen Nation in der DDR, Berlin (Ost) 1973.

20) Alfred Kosing/Walter Schmidt: Zur Herausbildung der sozialistischen Nation in der DDR. in: Einheit 6/1974.

21) 例えば西側の dtv-Lexikon (1973) は Nationalität が、①「英仏語的な用法では Staatsangehörigkeit, 国籍と同義」であり、②として「外国における民族グループ (ナツィオナルな少数派)」と説明する。また Duden 社の Deutsches Universal Wörterbuch でも現行の用法としては、① Staatsangehörigkeit, Staatszugehörigkeit 国籍, ② ある国家の内部におけるナツィオナルな少数派, の意味と説く。ここ

関連する一切と DDR とを切りはなそうとする」ホーネッカーの政策の行きづまりである。「ドイツ的な要素を繰り返す」²²⁾ 路線への変更であって、それによって人心を収攬しようというのであろう。

こうして70年代半ば以降、東ドイツをドイツ史と“合理的に”結びつけるためのさまざまな試みがなされることになる。それも、初めはいわば選取的、ドイツ、プロセインの歴史の進歩的な部分を受け継ぐのが東ドイツであるとの立場であった。しかしこれが歴史的な立場よりは政治のそれを優先させたものであるため、新たな合理化の試みがなされることになる。つまり、Tradition（ふつうの訳語は伝統）と Erbe（遺産）という語にいわばイデオロギー的粉飾を加える試みであって、H・バルテル（科学アカデミー歴史中央研究所所長）の二つの論文²³⁾がそれである。伝統及び伝統についてのイメージは歴史の一部、全“遺産”の一部のみを包括しているだけであって、東ドイツは“伝統”の上に立ち、これを実現している、との論法である。こうした曲折をへて、80年代に入ったころからはフリードリヒ大王、ビスマルクまで好意的に扱われることになる。大転換とっていいであろう。

憲法改正と同じ1974年、『ドイツ史概説』²⁴⁾が出版される。『ドイツ民族 Volk の歴史の起源からドイツ民主共和国における発達した社会主義社会の形成まで。階級闘争、伝統、社会主義』との長い副題をもち、科学アカデミーの編集による。

東ドイツの国民は「誇りにできる」歴史をもち、「不断の革命が伝統をもった民族」に属している

22) Friedrich Ebert Stiftung (hrsg.): Das Preußenbild der DDR im Wandel, Bonn 1981. S. 28.

23) Horst Bartel: Historisches Erbe und Tradition. in: Einheit 3/1981. ders.: Erbe und Tradition in Geschichtsbild und Geschichtsforschung der DDR. in: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft 5/81.

24) Akademie der Wissenschaft (hrsg.): Grundriß der deutschen Geschichte. Von den Anfängen der Geschichte des deutschen Volkes bis zur Gestaltung der entwickelten sozialistischen Gesellschaft in der Deutschen Demokratischen Republik. Klassenkampf-Tradition-Sozialismus, Berlin (Ost) 1974.

との印象を与える内容である。ここには「アブッシュの“誤れる歴史”の片鱗もない」²⁵⁾ であって、以後さかんに出版される歴史書の基本線を示している。同じ年のシュトライザント『一巻本ドイツ史』²⁶⁾ 1976年改訂版のG・フォークラー/K・フェッター『プロイセン——初期から帝国創設まで』²⁷⁾ H・カーテ『兵隊王——フリードリヒ・ヴィルヘルム I 世』²⁸⁾ (1978), G・シルフェルト『ドイツ 1648-1789』(ドイツ史教本全14巻のうち第4巻)²⁹⁾ I・ミッテンツヴァイ『プロイセンのフリードリヒ II 世』(1980)³⁰⁾などがプロイセンないしはその人物を扱った主だった出版物である。シルフェルトがフリードリヒ大王の軍事面での才能も含めてその能力を高く評価したり、ミッテンツヴァイのものは「かつてプロイセンが支配階級と同一だったことはない」との態度で、西ドイツでも出版され好評を博すなど、一方的なイデオロギー的断罪はない。後者についてはホーネッカーが自伝のなかで「きわめて高く評価する」³¹⁾ と述べてもいる。

ミッテンツヴァイの大王伝が出た1980年には、1952年以来ポツダムに“追放”されていたフリードリヒ大王の騎馬像が東ベルリンの中心、ウンター・デン・リンデン通りのかつての場所に復帰して、東ドイツのプロイセン回帰を一層印象づけた。1981年、西ベルリンでは、かつてのベルリンの街づくりにも大きな力を発揮したシンケルの没後二百年を契機に大がかりなプロイセン展が開かれたが、80年代に入った東ドイツ

25) Friedrich Ebert Stiftung (hrsg.): Das Preußenbild. S. 31.

26) Joachim Streisand: Deutsche Geschichte in einem Band, Berlin (Ost) 1974.

27) G. Vogler/K. Vetter: Preußen—Von den Anfängen bis zur Reichsgründung, Berlin (Ost) I. Ausgabe 1970, VI. Ausgabe 1976.

28) Heinz Kathe: Der Soldatenkönig, Berlin (Ost) 1978.

29) Lehrbuch der deutschen Geschichte. Beitrag 4. Gerhard Schilfert: Deutschland von 1648-1789, Berlin (Ost) 1979.

30) Ingrid Mittenzwei: Friedrich II. von Preußen, Berlin (Ost) 1980.

31) Erich Honecker: Aus meinem Leben, Berlin (Ost) 1980. S. 437.

ではプロイセン時代の建築物の復元（東ベルリンのドーム、‘博物館島’周辺、シャウシュピール・ハウスなど）がさかんに行われるようになった。1983年のルター五百年祭にはホーネッカー自身が記念祭実行委の長をつとめ、「われわれのもっとも偉大な息子たちの（複数）の一人」との賛辞がよせられる。かつてアブッシュが「ドイツの自由の墓掘人」と呼んだことのあるルターの完全な復権である。1985年には「社会主義者鎖匠法」の主ビスマルクの大部の伝記を、E・エンゲルベルク³²⁾が書き、これまた西側でも公平な作品として高い評価をうけた。70年代半ばにはじまったドイツ史、プロイセン史の見直しは、こうしてその「進歩的な」側面の再評価に始まり、80年代に入るとより一步を進め、「全ドイツ史」を継ぐのが東ドイツである、との主張に拡大していくのである。

さて、さきに「社会主義的ナツィオン」の成立を力説する論文を書いたコージグ教授は1976年に出版した『歴史と現在におけるナツィオン』³³⁾のなかで、西ドイツにおいて社会主義革命が成功したあとになって、一つの社会主義的ナツィオンが成立するか否かは歴史的な条件しだいであって、予言は不可能との立場をとっていた。含みのある発言で、『DDRハンドブック』1979年Ⅱ版はここに変化の兆しをみようとしていた。

はたして、1981年、ホーネッカーはイエーナの党集会で「西ドイツが社会主義化されるさいには、一つのドイツ国家の統一問題はまったく新しい局面を迎える」³⁴⁾と語って聴衆の熱狂的拍手をうける。

1983年、西ドイツのコール首相宛の書簡³⁵⁾では非核ヨーロッパ構想に東ドイツが「ドイツ民族 Volk の名で賛成する」との表現が使われ、1986年の生誕百年祭を前に、テールマンが「ド

イツ民族の不滅の息子（単数）であり、労働者階級の英雄」であるとの賛辞³⁶⁾もきかれた。『DDRハンドブック』最新版が、かつてナツィオンが一つといていたころを思わせる言辭がみられる、と記しているのは以上のような事情にもとづく。ウルブリヒト在任中、東ドイツのドイツ政策は“共産主義下での統一”、“国家連合による二国家”と変わったが、ナツィオンは一つ、との立場が貫かれていた。「統一」が前提だったからである。ホーネッカー登場後は国だけでなくナツィオンも東西に分かれたとの公式見解に移ったわけだが、民族 Volk の語を用いるなどして東西の一体性をにおわせる最近の動きはどういう事情によるのであろうか。

4. 最近の西ドイツにおける ナツィオン論議

「はじめに」でふれた NPL 誌の三度にわたる特集は、それぞれ「ナツィオンに向かう西ドイツ?」（81年3号）、「ドイツにおけるナツィオンの問題」（83年3号）と「ドイツ問題のルネサンス——少なくとも文献においては」（84年3号）と題されている。これをパラフレーズすれば、ドイツにおけるナツィオンの問題には長い歴史的経過があり、その背景の中で東西それぞれが独自のナツィオンになりつつあるのではないか、という自問ないし危惧の念がこのところ再び盛んに語られるようになっていくこと、ただ論議が文献の上だけ、換言すれば民衆的テーマになっていない、という最近の傾向を端的に示唆しているといえよう。

西ドイツでのナツィオン論議が盛んになったのは、1974年東ドイツの憲法が改正され、建国25周年を記念するさまざまなキャンペーンが展開されたあとのところからであった。「二つの国」は容認したものの、「ナツィオン」の二分を東ドイツが力説するにつれ、西側の危機感は募る。1978年11月、西ドイツ諸州の文相会議は学校教育でドイツ問題をどう扱うかについて協議、詳細な決議をしたが、その要点は「ドイツのナツィオンは言語・文化上の単位として存続し」

32) Ernst Engelberg: Bismarck. Urpreuße und Reichsgründer. Berlin (Ost) 1985.

33) Alfred Kosing: Nation in Geschichte und Gegenwart—Studie zur historisch-materialistischen Theorie, Berlin (Ost) 1976.

34) Neues Deutschland vom 16. Feb. 1981.

35) Neues Deutschland vom 10. Okt. 1983.

36) Neues Deutschland vom 19. Aug. 1985.

ており「ドイツのナツィオンは共通の国家をもたない国家人民 Staatsvolk として存続しつづけている」ことの確認であった。西ドイツの政治家の言をひいて G. クレイグがいうように、こみいったこの定義が「政治的に現実的であり、教育の場で伝達しうるか否か」³⁷⁾ は大いに疑問である。「再統一」ということばがかつての西ドイツ国民に対してもっていた大衆へのエモーショナルな訴求力は「一つのナツィオン」には欠けている。

ただし西ドイツの人びとが「自らのナツィオン感情に関して特段に困難」を覚えているのは大衆的現象であって、彼らの自国への誇りの程度は他の主要国民の場合と比べて極端に低いことはしばしば世論調査で示される。「ドイツ人みたいじゃない」といわれるのが誉め言葉として受けとられる傾向さえある。³⁸⁾ かつて「ナツィオナル」であることが「野心・覇権」を意味し、「攻撃、拡大」とほとんど同義だったことへの反動である。

したがって多くナツィオン論議のなかには「戦勝国に対する卑屈さ」を拒否し、「(ドイツに対する) フェシズム非難と傷ついた自意識のメカニズム」の解消を要求することに重点をおくものもある。³⁹⁾ またドイツ人としての自信回復をねらい、ホロコーストには2ページをあてるにとどめ、第二次大戦中の連合軍の残虐行為に30ページをさく史書⁴⁰⁾も出版される。

W. ラカーが指摘するように「大戦後のドイツ人はかなりの成熟度で行動してきた」⁴¹⁾ し、外からの監視の目もきびしく、傷ついたナツィオン感情がかつてのような形で暴発する危険は今のところないであろう。にもかかわらず、以

上にごくかいつまんで記したような底流が西ドイツにはあることは充分注意に値する。

ナツィオンへの左翼からの言及が目立ち、それが平和運動、緑の党などの政治運動に結実しているのはこうした底流とも関連しよう。若い、左翼の、つまりドイツの忌わしい過去には白紙の側からの発言である。ドイツ——東西ともに——を Theater (戦域) にするな、という形での東西を横断するナツィオナルな要求も広汎な層の共感をよんだのであった。80年代初頭の西側の平和運動はアメリカ、フランスから、東側の非官製のそれはソ連の立場を代弁せざるをえない東ドイツ政府から、それぞれに非難された(非官製の平和運動の処理に東の政府が大いに手を焼いたことは、その中心人物たちがぞくぞく西へ追放されたことが示している)。

平和運動が盛んだった1981年1月、前述した『ツァイト』紙とのインタビューで、ガウスが「ナツィオンという概念の適用を断念しなくてはいけないかもしれない」などと語り、また『ドイツはどこに』では「ナツィオン」を *entstaatlichen* する必要⁴²⁾を説く。後者はナツィオンから“国”の要素を除く、邦訳に即していえば「国家」の訳語を廃し、「国民」から国を消す、ということになるだろうか。国家国民的要素の否定、文化ナツィオンと理解することで両国関係をより正常化しようというのである。事実上の大使であったガウスはブラント元首相に近いといわれるだけに、この発言は活発な議論の引き金となった。これをうけて H・モムゼン教授も「久しく前からドイツの両方の部分(東西ドイツ)が“二つのナツィオン化” *Bi-Nationalisierung* していく過程が進行していることに疑問の余地はない」と、「一つのナツィオン」の“虚構”をついた。⁴³⁾

もちろんナツィオンが一つとの立場をゆずらない論者も多い。たとえばコール首相は就任後初の「ナツィオンの状況に関する報告」で

37) Gordon Craig: *The Germans*, New York 1981. p. 306.

38) Rudolf W. Leonhardt: *Von der Last, Deutscher zu sein.* in: *Die Zeit* vom 9. Sept. 1983.

39) Bernhard Willms: *Die Deutsche Nation. Theorie, Lage, Zukunft*, Köln Löwenich 1982.

40) Helmut Divald: *Geschichte der Deutschen*, Frankfurt am Main 1978.

41) Walter Laquer: *Germany Today*, London 1985. p. 159. (邦訳『ドイツ人』浦田訳, 時事通信社, 1986年)

42) Günter Gaus: *Wo Deutschland liegt*, Hamburg 1983. S. 35.

43) Hans Mommsen: *Aus Ein mach Zwei. Bi-Nationalisierung Rest-Deutschlands.* in: *Die Zeit* vom 13. Feb. 1981.

ナツィオーンの一体性を説き、しかもタイトルに、「社民・自民政権下の70年代にはなかった「分裂ドイツにおける」の文句を加えて、「ドイツ問題は未解決」との態度を貫いている。⁴⁴⁾『DDRハンドブック』Ⅲ版の序言は社民・自民政権下のⅠ、Ⅱ版とは異なり、「ナツィオーンの一体性を守る」ことが西ドイツ政府の任務であると強い調子で説きだしている。⁴⁵⁾

本稿の冒頭に引いたヴァイツゼッカー大統領の演説はあらまし以上のような文脈のなかで行われたのであった。この演説の10日ほどあとに、社会民主党の国会議員団副団長であり、その後間もなくドイツ福音教会・教会会議の議長に選ばれたJ・シュヌーデがガウスの主張をさらに一歩進め、基本法前文の再統一条項の廃棄を提案、⁴⁶⁾ これまた大きな論争となった。

かつて二つの国を口にすることがタブーであった西ドイツは今、東ドイツとの関係をどうするか、それにはナツィオーンをどう理解するかの模索をつづけているといえよう。自らのアイデンティティの問題であると同時に、そこには東側ブロックに組み込まれている“同胞”により多くの自由を、といった責任感も感じられる。そのためにはナツィオーンをどう理解するのが最善か、の手さぐりである。

‘外’との関係では傷ついたナツィオーン意識があり、‘内’に対してはドイツ政策の基礎としてのナツィオーンの解釈をめぐる模索をしているのが西ドイツといえるであろう。

5. むすび

アルザス人は「アレマンニの種族意識」をもち「ドイツ文化国民に属し」ていながら「国家的にも文化的にもフランス国民（＝ナツィオーン・引用者注）に属したいと願って」おりこれを「malaise alsacien（アルザスの困りごと）」と呼ぶのだという。⁴⁷⁾ 言語、人種が同じゲルマ

ンの方ではなく、異質なラテンの方に吸引される現象とは、ドイツ人にも理解困難な面があるようである。

東ドイツの国民が、スラブ社会ないしは東欧の社会主義社会に対し、アルザス人がフランスにもつような願いをもつなら、東ドイツの為政者がナツィオーンの定義に苦しみ、自らの歴史解釈において舞文曲筆を重ねる必要はないであろう。東ドイツの「歴史科学は、“現実の力関係を正常化し、同時に隠蔽する”という政治的な目的をもった正当化のための学問」⁴⁸⁾であり、歴史への傾斜がみられるとすれば、「ソ連直輸入の体制にアイデンティファイするための何かを与えようとする試み」⁴⁹⁾であって、真の歴史意識ではない、との批判は正当であろう。ナツィオーンについても「社会的・経済的条件の変化に伴う」解釈の変化というには、あまりにも政治的でありすぎよう。かつてフルシチョフが「歴史家に危険人物だ。すべてをひっくり返すことができる」との名文句を吐いたことがあるが、しかし実はこの危険人物には権力者という黒幕がいるのであって、フルシチョフはこのことにはふれていない。

東ドイツのナツィオーン定義、史観の揺れを辿ってきて、その現段階での解釈が何を意味しているのか、その真意をはかり、今後を予想することは困難である。ただ東ドイツの国民が経済的な側面にも政治体制の面にも不満を持っていることは大方の認めるところであり、これを吸収するためのイデオロギー教育の一環であることは確かである。俗な比喩をかりれば「今は落魄の身だが、家系は、……」といったがる人情に似ていよう。

以上は国内的な要因である。西ドイツとの関係という側面からみれば、ドイツ民族の一体性を強調し、「ドイツの地から再び戦火を起こさせない」という表現（これは東西ともに使われるが）を繰り返すことは、西ドイツの人々とを西側ブロックから引き離すとまではいわずとも、

44) Bulletin der Bundesregierung. Nr. 68/1983.

45) DDR Handbuch. Einheitung zur III. Ausgabe.

46) in: verschiedene Zeitungen vom 20. Mai 1985.

47) エルンスト・R. クルツィウス『フランス文化論』大野訳、みすず書房、1976年 p. 184. (原著は1930年)。

48) Jörg B. Bilke: Preußentum und DDR-Sozialismus. in: beilage 52・53/1981 S. 23.

49) Craig. p. 300.

なにがしかは東側にひきつける効果をもとう。“中立ナショナリズム” ないしはそれに近い立場の強化であって、そのかぎりでは東欧ブロック全体の利益と反することはないであろう。

しかし、これは同時に東ドイツの国民を西側に追いやる力ともなる。非官製の平和運動に手を焼き、大量に西側に追放するしかなかった先例の記憶は生々しい。ブーメランの危険であり、引力と斥力のバランスは微妙である。

と同時に、ドイツ的であることの強調、ドイ

ツ史の高い評価が、スラブ社会とのフリクションの原因になることも十分に考えられる。東ドイツ各地の博物館では、スラブ系先住民の足跡がきわめて強調されてきた。こうした従来の方針との折り合いをどうつけていくのか、厄介な課題であろう。

(付記：本稿は1985年度外務省委託研究報告『ヤルタ体制40年』のうち筆者の担当分に補筆したものである)。